

第193回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける医療費後払いシステム導入について</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(3) 2025 年に向けた医療提供体制の確保及び二次救急医療体制に係る施策の考察のための資料作成について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(4) 市営自転車駐車場定期利用者データの分析委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(5) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 全項目評価書】</p> <p>(6) クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託に係る審議事項の類型化について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア 緑区フォトアーカイブ事業 イ 介護に関する入門的研修実施事務</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 ア NPO法人の閲覧用名簿書類に係るマスクング業務委託 イ 消防団活動に伴う報告事務等のデジタル化</p> <p>(3) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告 ア テープ起こし業務の発注について(令和3年第2回区づくり推進横浜市会議員会議) イ 「横浜IRを考える有識者対談」収録配信等業務委託</p> <p>(4) 生涯学習等講座の企画運営業務委託についての報告 ア 介護に関する入門的研修実施事務 イ 「横浜IRを考える有識者対談」収録配信等業務委託</p> <p>(5) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務委託についての報告 NPO法人の閲覧用名簿書類に係るマスクング業務委託</p> <p>(6) WEB会議システムの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告 国際交流プログラム事業 Yokohama Student Forum (YSF)</p> <p>(7) 委託先個人情報保護管理体制 (1件)</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (7件)</p>
-----	---

	<p>(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (62件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告 (令和3年7月22日～令和3年9月24日)</p> <p>(2) 前回審議会での報告にかかる追加報告等について</p> <p>(3) 個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について</p> <p>(4) 令和3年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について</p> <p>(5) その他</p>
日 時	令和3年9月29日 (水) 午後2時～午後5時
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと6・7
出席者	中村会長、大谷委員、加島委員、鈴木委員、土井委員、永井委員、三品委員、吉田委員 (委員は全員WEB会議により参加)
欠席者	板垣委員
開催形態	公開 (傍聴者なし)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)から(5)までについて、承認する。 ・ 審議事項(6)は継続審議とする。 ・ 報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから第193回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、板垣委員から御欠席の御連絡をいただいておりますが、ほか8名の委員は開始から終了まで御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。(中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思っておりますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(中村会長) それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第192回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは承認といたします。</p>

2 審議事項

(1)【案件1】公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける医療費後払いシステム導入について

(中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける医療費後払いシステム導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(大谷委員) 患者にとっては非常に便利な仕組みですが、病院内での端末操作が必要です。端末の設置、管理、メンテナンスにおいて、患者や端末に登録している方の個人情報に接する機会は生じますか。

(所管課) 端末は、会計窓口のカウンター付近への設置を考慮しており、この機械自体には、個人情報の保存はなされません。患者がその端末でクレジットカード番号の登録をするなどの操作はなく、クレジットカードの登録等は全てアプリで行います。強いて言えば、患者は、自身の診察券を端末に通す操作をしますが、診察券を通したときに端末にクレジットカード番号が表示されることもありませんので、端末で個人情報が見える心配はないと考えています。

(中村会長) 8ページ「4 個人情報の管理体制」の「事務の委託」の「受託者における保管」において、受託者での個人情報の保管期間は1年ですが、1年たつと、患者は領収書や診療明細書の閲覧やダウンロードができなくなるのでしょうか。

(所管課) そうです。1年たつと領収書や診療明細書の閲覧や印刷はできなくなります。利用者にとっては御不便なところもあると思いますが、個人情報保護の観点から、個人情報の保管期間をどうするかという問題もありますので、1年としています。

ただし、アプリ上では領収書や診療明細書の閲覧等はできなくなりますが、病院では明細書や請求証明書の発行が可能です。

(中村会長) 同ページの一番下の「廃棄方法」のうち「電子データの廃棄方法」で、「医療費IDごとに暗号化キー削除による廃棄」とありますが、1回通院して請求書が発行されるごとに、1年経過すれば個人情報が廃棄されていくのでしょうか。

(所管課) そのような取扱いになります。

(中村会長) ある一定期間でまとめて、それから1年で廃棄というわけではないのですね。

(所管課) はい。病院入り口にある端末受付機を通してから1年です。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務について（個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件2「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(加島委員) 確認になりますが、この事業は申請受付期間が8月末から11月末に延びたということで、既に実際に行われている事業ですね。

(所管課) はい、そうです。

(加島委員) 私は東京都の社会福祉協議会の監事もしています。東京都でも緊急小口や総合支援の申請はとても件数が多く、約56万件で2,000億円程度の貸付けをしています。申請期間が11月末までに延びたので、この先どのぐらいの件数になるか分かりませんが、この事業もその補完で行われるので大変だと思ひます。

今回の事業の中で、外部記録媒体の受渡しはかなり多くあり、21ページ「委託先個人情報保護管理体制」の下から4段目では、配送車両をGPSで監視して、DVDとCDでデータの移送をするようですが、受託業者との外部記録媒体の受渡しの記録はどのようにしていますか。

(所管課) 外部記録媒体の受渡しの記録に関しては、委託先の事業者から納品書を預かるときに、サインの控えを渡しています。

(加島委員) 外部記録媒体を誰が渡して誰が受けたか、納品書の受領の際にしっかりと分かるようにしているとは思ひますが、その記録が後からでも追えるようにしてください。市役所の他の部署でも個人情報の受渡しの記録はかなりきちんと行われていると思ひます。

(所管課) 承知いたしました。

(鈴木委員) 27ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」で、「要配慮個人情報」について、「含まない」にチェックが入っていますが、生活保護受給状況は要配慮個人情報にはならないのですか。昨今、差別発言問題も耳にすることがありますので、横浜市での考え方を教えてください。

(事務局) 横浜市の個人情報保護条例上で規定されている要配慮個人情報には、生活保護受給状況は含まれません。

(鈴木委員) 横浜市の条例の条文上は入らないのだろうと思ひますが、配慮が必要な情報は、時代によって色々変わるのだろうと思ひますので、要配慮個人情報に含まれる情報かどうかという問題は今後の議論で出てくるかもしれないと思ひました。

(事務局) ありがとうございます。

(大谷委員) 個人番号利用事務ということで、特に留意点などありますか。

(所管課) 特定個人情報を取り扱う事務に当たるので、それに合わせた研修もあり、本市職員はその研修を受けた上で事務に当たっています。

(土井委員) 19ページ「5 取り扱う個人情報」の「電子計算機処理の開始」の「対象者2」には想定件数が「約2万件」と記載されており、一番下の段の「実施機関での保存期間」では「判定作業が完了した時点で速やかに復元不可能な方法により削除」となっています。対象者2の個人情報を取り扱う事務が記載されているのは、14ページ「3 審議に係る事務」の「電子計算機処理の開始」の上から3つ目の(2)だと思いますが、業務内容について「初回と通常で扱いが違う」とあり、混乱しています。初回に何か業務を行った後、2回目以降に何度か同様の業務があるというイメージですか。

(所管課) 社会福祉協議会からは、事業の開始時点で再貸付が全て終了した人の貸付情報を受け取ります。その時点では対象者の件数が約5,000件なので、まずその人々に支援金支給に係る申請の勧奨を行っています。これを「初回」と呼んでいます。

また、事業が開始された7月時点の後に再貸付が終わる人も出てきますので、8月や9月に再貸付が終わった方の情報も社会福祉協議会から少しずつ追加で受け取ります。そちらを「通常」と呼んでいます。

(土井委員) 同ページの同記載欄で、「判定作業が完了次第削除」ということですが、作業完了のタイミングがかなり広範囲に渡るため、少しずつ個人情報を削除していくという理解でしょうか。

(所管課) 初回の5,000件のデータを取り扱う作業では、データの量が膨大なので、作業の効率化のために端末を使用し、5,000件のデータを管理します。その後、追加で受け取るのは100件程度で、1件1件確認作業を行います。基本的にそれまでのデータは使わないため、最初の作業を行った時点で個人情報を含むデータを削除しています。

(土井委員) 早い段階で削除されるのなら安心しました。

(所管課) ありがとうございました。

(大谷委員) 申請の際に、DV関連の影響を受ける可能性がありますか。住所の取扱いなどに留意すべき点があるのではと思います。

(所管課) 社会福祉協議会から提供される情報の中にDVに関する情報があるかどうかは含まれていません。個人情報の取扱いは本人の希望に沿って確認しており、住民基本台帳のデータを確認しながら作業を進めています。

(大谷委員) 住民基本台帳のデータには特にその情報はないと思います。申請者の世帯に関する情報があった場合であって、DVに関係しているかの確認が取れない可能性はあるかと思いますが、市で持っている情報との兼ね合いで、申請者に提供する情報があったとしても、DV関連の情報が漏えいする可能性はないという理解で大丈夫でしょうか。

(所管課) はい、基本的にはそうなります。

(大谷委員) 事務のフローやその後で、丁寧に行う必要がある箇所については、チェックポイントとして見ておいてください。

(所管課) 承知いたしました。

(事務局) 社会福祉協議会から貸付けを行う際、DVに関わっている方からの申請では、申請書に記載された住所地とは別のところにいるケースがありますが、その場合はどう対応されますか。

(所管課) 社会福祉協議会が受け取る住所のデータは、申請者が「ここに送って

ほしい」と希望している住所で、その住所を本市でも受け取っています。
(事務局) 実際に勧奨を行う際に使用する情報は、社会福祉協議会で把握している居所のデータですか。

(所管課) その情報を使用する形になります。

(大谷委員) 下手にほかの情報と混同しないワークフローになっているのであれば、恐らく大丈夫だと思います。色々なものと情報を突合し始めるとトラブルがあるかなと思います。

(中村会長) 個人情報保護の観点から言うと大谷委員の発言のような話になるのだと思います。

基本的に、支給金は世帯ごとに交付されると思いますが、夫からDV被害を受けて、シェルターなどに逃げている妻や子がいる場合でも、1世帯にしか支給されないと思います。勧奨対象者として夫に通知が行き、妻は別途、支援金を受けることはできないということでしょうか。

(所管課) そうです。再貸付を申請した人が支援金を申請できる仕組みのため、それぞれが申請できるということはありません。

(中村会長) ほかになにかございますか。特にないようであれば、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】2025年に向けた医療提供体制の確保及び二次救急医療体制に係る施策の考察のための資料作成について(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件3「2025年に向けた医療提供体制の確保及び二次救急医療体制に係る施策の考察のための資料作成について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(鈴木委員) 34ページの「5 取り扱う個人情報」で年齢と生年月日の情報両方が必要とありますが、どのような使い方をしていますか。

(所管課) 年齢は、どのような年代の人がどのように運ばれているかの分析に必要で、生年月日は、乳幼児の月齢で判断するために必要です。

(吉田委員) 35ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」では、情報の収集が「本人以外」からとなっていますが、実施機関内部から収集ということですよ。

(所管課) 本市の消防局からデータを収集します。

(吉田委員) 消防局は、そこに挙げられているようなデータを全て持っているのでしょうか。

(所管課) はい、そうです。

(大谷委員) 33ページの「3 審議に係る事務」の「電子計算機処理の開始」では、個人情報取扱い開始を「令和3年4月1日」と書いてあり、35ページの事務開

始届出書では、「事務開始年月日」が「令和3年6月25日」とされていますが、どう違うのですか。

(所管課) 今回同様の業務を行う事業が2つあり、35ページで届け出ている事業は6月から開始しているものですが、もう一つの事業は4月から開始しています。それぞれ別のタイミングで開始していたので時期が分かれており、33ページは事務開始時期が早い方に合わせて記載しています。

(土井委員) 35ページ、36ページの事務開始届出書で、「個人情報の収集方法」について、35ページでは「その他」にチェックを入れたうえで「第10条第1項第5号による実施機関内部での利用」と理由が書いてあります。36ページでは同様に「その他」にチェックが入っていますが、特に理由が書いてありませんので、理由について教えてください。

(事務局) 理由の記載が抜けてしまっていますが、35ページの記載と同じです。

(吉田委員) 37ページ「個人情報ファイル簿兼届出書」の「記録項目」の「① 基本的事項」に「住所」とありますが、住所はどのように使用しますか。どの地域に住んでいるかの情報と搬送は何か関係があるのでしょうか。

(所管課) その関係性も含めて分析をしたいと考えています。どこに住んでいる人がどこで救急車に乗せられ、最終的にどこの病院に運ばれたかという情報を分析に活用したいと考えています。

(中村会長) 取り扱われる住所は「何丁目」という部分までですね。

(所管課) そうです。

(中村会長) ほかに何かございますでしょうか。特にないようであれば、案件3を承認するという事によってよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

(4)【案件4】市営自転車駐車場定期利用者データの分析委託について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件4「市営自転車駐車場定期利用者データの分析委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(吉田委員) 40ページ「3 審議に係る事務」の「事務の委託」の「内容・対象者」の(1)で、「受託者①が定期利用申込書を作業場所へ持参する」とあり、その次に(2)で申書の住所をExcelに入力する旨の記載がありますが、作業場所とはどのような場所が想定されますか。

(所管課) 基本的には受託事業者の施設にある執務室で、作業場所の管理体制については、46ページ以降に記載があります。

(吉田委員) 再受託者には、紙媒体のものは渡さないのですか。

(所管課) 再受託者については、受託者から再受託者に紙媒体の個人情報を通して作業を委託することになります。

(中村会長) 受託者①は、その本社かどこかに定期利用申込書を集めて電子計算機処理をして、受託者②については、再受託者に申込書を渡して電子計算機処理をしてもらうという理解でいいですか。

(所管課) そのとおりです。

(鈴木委員) 利用者がどのぐらいの距離から駐車場へ来ているのかを分析して、どのような対策が取れるのですか。

(所管課) 分析結果の内容で判断していく部分もあるので、想定にはなりますが、一つの駅で複数の自転車駐車場があって駅の西側、東側で方面別に分かれている場合に、駐車場の場所と利用者の人数、利用者の住所について分析することで、駐車場の定期利用や一時利用について、どのように行えば最適化できるのか、どこにどのぐらいの駐輪場があるとうまく機能するのか、細かく見ていきます。そのうえで、どこまでうまく効率化を図れるのかを検討するために、駐車場の利用や整備に反映できる基礎的なデータとして使っていきたいです。

(中村会長) このほか特に御質問がないようですので、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 全項目評価書】

(中村会長) 次に、案件5「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 全項目評価書】の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(三品委員) 事務の内容の説明の中で、健康被害が生じた場合の給付金支給に係る説明がありましたが、給付金の支給に当たっては、送金する銀行口座等の情報も管理するのでしょうか。

(所管課) 口座などの登録そのものをこのシステムの中で扱おうとはまだ考えていませんが、詳細な内容については、今後精査する必要があると思えます。

(中村会長) 別冊資料②の10ページ「3 特定個人情報の入手・使用」に関して、入手先として「関係医療機関」にマルが付いていて、「③ 入手の時期・頻度」を見ると、医療機関から入手するのは予診票の接種記録のようですが、ここにマイナンバーが記載されているということでしょうか。

(所管課) 予診票にマイナンバーが記載されるという想定はありません。予診票の中には、どのようなワクチンを接種しているかという情報や、その実施日が記載されています。

(中村会長) 関係医療機関は特定個人情報の入手元になっていますが、関係医療機関から受け取るワクチン接種に関する情報とマイナンバーがひも付けされるので、入手元として記載されているのですか。

(所管課) そのとおりです。予診票そのものではなく、予診票の情報を取り込んだ先でマイナンバーと連携します。

(土井委員) 何度か評価書の第三者点検をしたことがあり、大体まず評価書の最後のリスク対策を確認しています。別冊資料②の24ページの「⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」で「発生あり」と記載があり、その事故の内容と再発防止策が同資料の30ページに書いてあります。今回の業務で取り扱う特定個人情報の量はとて多くなると思いますが、30ページに記載されている再発防止策はうまく機能しそうですか。

(所管課) 非常に多数の人々を対象にするため、過去の事例を踏まえて、個人情報の漏えいがないよう十分な対策を取っていきたくと思っています。色々な場面においてダブルチェックを行い、人的な部分以外では、系統的に個人情報が漏えいしないようなハードの仕組みが必要なため、その辺りについては十分検討して対応していきます。

(土井委員) ダブルチェックの工程を増やすと手間や時間が非常に増えてしまいますので、効率よく行っていただければと思います。期待しています。

(吉田委員) 別冊資料②の3ページの「2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」で、「③ 他のシステムとの接続」の右側の列の一番下に「税務システム」の記載があります。ワクチン接種は原則無料なため、なぜ税務システムとの接続が必要なのか不思議に思っていますが、どのように扱うのでしょうか。

(所管課) 今回の新型インフルエンザの予防接種は原則として公費負担ですが、緊急事態宣言下で行われない予防接種については自己負担です。そのような予防接種を受ける際に、市町村の裁量で経済的に接種費用が負担できない世帯等に減免を講じることができる規定になっていますので、税務システムと連携し、課税情報を照会できる形になっています。

(吉田委員) 別冊資料①での説明で、新型インフルエンザの予防接種自体が緊急事態宣言下でのものと理解していましたが、そうではない場合もあるのですか。

(所管課) そうです。緊急事態宣言下でない場合に予防接種が行われることもあり、その場合は根拠となる法令が異なって、予防接種法第6条第3項に基づき、臨時接種という形で接種が行われます。

(吉田委員) 別冊資料①の「3 定期予防接種等との相違点」の「(1) 接種詳細について」の表の中で、「(2) 接種趣旨」の「特措法に基づく住民接種」で「緊急事態宣言下」のこのみ書いてありますが、そこに緊急事態宣言下以外の場合もある旨を記載しておく必要はありませんか。

(所管課) この資料の中で「緊急事態宣言下での国民全員に対する接種」と表記しており、基本的には緊急事態宣言下で全市民を対象として行うのが第一義的

な部分にはなりますが、一部、緊急事態宣言下でない場合や、緊急事態宣言が解除された状態でも行われる可能性はあり、そのような場合が今の自己負担金の説明になります。誤解を与えるような内容になってしまい、失礼いたしました。

(吉田委員) ありがとうございます。もし、資料に記載が必要なら対応していただければと思います。

(中村会長) ほかに何かございますか。特に御意見がないようであれば、このあと、審議結果通知に記載する附帯意見のとりまとめに入ります。附帯意見とすべき御意見はなかったと思いますので、附帯意見は特にないということで、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託に係る審議事項の類型化について

(中村会長) 次に、案件6「クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託に係る審議事項の類型化について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

<資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) 基本的には、類型化は必要かとは思いますが、4ページのチェックシートで確認されていれば類型化された案件に該当するので、報告のみになり、ISMAPのクラウドサービスリストに登録されていなければ審議会に諮るということでもいいですか。

(事務局) そのように考えています。

(加島委員) 72ページ以降のリストには、テレビ会議はWebexとマイクロソフトがありますが、ZOOMは入っていません。ZOOMを使いたければ審議会に諮るのですか。

(事務局) ZOOMについてはまた別の類型化の報告がありますので、もし条件が合えばWeb会議の類型化案件として報告します。その類型化の条件に満たない場合には審議会に諮ります。

(加島委員) 結合と委託のみの報告ということは、新たなシステム開発となったら審議会に諮るという理解でいいですか。

(事務局) はい。

(加島委員) 例えば、AWSを使って新たなシステム開発をする場合には、審議会に諮り、業者も含めてそこで結論を出すということでもいいのですか。

(事務局) 今まで構築されていないシステムを新たに構築する場合、AWSのクラウドサービスとはまた別にシステム構築事業者に委託するため、保守の作業が発生すると思いますので、その部分について、審議に諮る必要があると考えています。

(大谷委員) 私も、I SMAPに登録されたクラウドサービスのうち、幾つかの条件をクリアしたサービス利用の審議を定形化することについては基本的に差し支えないと思っておりますが、報告事項のフォームとしては少し分かりにくく、コントロールが不足しているのではないかと思う項目があります。

例えば、クラウドサービスで、マイクロソフトのオフィスやグーグル、AWSなどを使った場合に、クラウド上で情報を共有する人の範囲をその利用者が追加したり、変更したりといったことがかなり自由にできるので、その点をどのように制御するのかという点です。3ページの様式には、「対象者」という項目があり、5ページの記入例では「〇〇職員」とか「〇〇利用者」のような書き方で範囲を確定しているように見えますが、個人データを含むファイルの情報共有をする人の範囲を確定するには少し不十分なのではないかと思っております。情報共有の範囲をどのように限定するか、またその限定がうまくできているのかモニタリングするための仕組みとしてどのようなことを考えていますか。必要なコントロールを加えて対応したほうがいいのではと思っております。

(事務局) 事務局でこの案を考えている段階では、特定のサービスについて具体的な利用方法をイメージできていなかったかもしれませんので、情報共有の範囲をどのように限定するかについては意識が及んでいませんでした。今回御指摘をいただいたため、もう少し検討して、また次回報告します。

(中村会長) 今日は承認しないで継続審議でいいですか。

(事務局) 今月急いで承認しなければならぬ案件ではありませんので、今回は保留にして、次回承認していただければと思います。

情報共有の範囲の限定について事務局で考えてみます。

(鈴木委員) 一時、LINEのデータが国外のサーバーに保存されていることが話題になりましたが、この国の基準では、サーバーの所在地については何か決められていますか。

(事務局) その管理基準についても確認します。Webexなども、オプションで国内のデータセンターのみを使うことができるようになっていきますので、そのような条件が必要になるかもしれません。このリストに載っているサービスを使えば海外のデータセンターに行かないということではないと思っております。

(中村会長) 方向性としてはいいと思うので、できれば次回の審議会では承認したいと思っております。今日意見が出たところを、事務局でしっかり対応してください。

ほかになにか特に御質問等ございませんか。ないようであれば、次回以降、引き続き検討ということで、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは引き続き検討いたします。

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 緑区フォトアーカイブ事業

イ 介護に関する入門的研修実施事務

- (2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
 - ア NPO法人の閲覧用名簿書類に係るマスキング業務委託
 - イ 消防団活動に伴う報告事務等のデジタル化
- (3) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告
 - ア テープ起こし業務の発注について（令和3年第2回区づくり推進横浜市会議員会議）
 - イ 「横浜IRを考える有識者対談」収録配信等業務委託
- (4) 生涯学習等講座の企画運営業務委託についての報告
 - ア 介護に関する入門的研修実施事務
 - イ 「横浜IRを考える有識者対談」収録配信等業務委託
- (5) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務委託についての報告
 - NPO法人の閲覧用名簿書類に係るマスキング業務委託
- (6) WEB会議システムの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告
 - 国際交流プログラム事業 Yokohama Student Forum (YSF)
- (7) 委託先個人情報保護管理体制（1件）
- (8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（7件）
- (9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（62件）

4 その他

- (1) 個人情報漏えい事案の報告（令和3年7月22日～令和3年9月24日）
- (2) 前回審議会での報告にかかる追加報告等について
- (3) 個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について
- (4) 令和3年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について
- (5) その他

(中村会長) それでは、次に、順番が前後しますが「4 その他」の「(2) 前回審議会での報告にかかる追加報告等について」、事務局から説明をお願いします。
 (事務局) 追加資料をご覧ください。別紙の、片面1枚のものでございます。前回、第192回個人情報保護審議会で、前々回の審議について報告をした案件がございましたが、その時にいただいたご指摘、ご質問などについて、ご報告いたします。

内容につきましては、業務主管課から御説明いたします。

(所管課) 6月の審議会で審議した案件6のオンラインでの証明書発行について報告します。

まず、御指摘のあった個人情報が事業者には保有されることが利用者に明確に分からないまま保有されることについて、資料1にあるとおり、オンライン申請を行う際に利用する市のホームページに、枠囲みのおり、事業者が個人情報を保有することが分かるように明記しました。

6月の審議会の案件5の税務課での証明書発行のオンライン化については、まだ事業を開始していないので記載はできませんが、おおむねこの表記と同様の内容になります。

続いて、いただいた御質問の補足等について説明します。

まず、報告資料の「2 質問をいただいた件と補足説明等」の「(1) データセンターの場所(国内外)について」です。7月の審議会で、「委託先のシステムについて、データセンターは国内にあるのか」との御質問がありました。契約の特記事項として、データセンターを国内に設置することを記載し、国内でのデータの取扱いを担保しておりますが、契約本体ではなく、特記事項として担保する理由についても、御理解いただく前提として説明します。

今回の審議については、本来、市で行う業務を事業者が代わって行う点から、個人情報を取り扱う業務の委託として審議していますが、実際は一般的な委託ではなく、事業者が構築したサービスを利用する契約で、携帯電話を利用する際の利用契約のような形態です。

近年、行政のシステムを取り巻く状況が大きく変化しており、従来は行政が仕様書を作り、それに沿って事業者がシステム開発・構築を行い、サーバーも保有することになるため、費用が数百万から数千万かかっていましたが、最近では、セキュリティの高いクラウドサービスが構築されるようになったことにより、月額定額制サービスの利用が可能となってきました。月額数万円から利用できるなど、手の届きやすいサービスもあります。

この定額サービスは、サービス内容が決まっているため、こちらの要望したとおりに契約内容が変更できないデメリットもありますが、機能追加の最新化が自動で行われます。また、サーバーやシステムを保有しないため、管理・保守・修繕といったメンテナンスにかかる労力や契約がありませんし、他都市も含めて同じサービスを利用することになるため、他都市で改善要望があった内容が本市にも自動的に反映されます。

今回は、このような点等を含めて比較・衡量し、本サービスを選択しました。データセンターを国内に置くことについては、LINEでもサーバーの所在について問題になった事例があったため、事業者にも特記事項を入れることについて承知してもらいました。

次に、「(2) 抽出したデータ削除について」を説明いたします。7月審議会で「委託先の事業者で抽出したデータの削除ができるのか」との御質問がありました。先ほどの説明のとおり契約形態のため、事業者からは、個別の対応は原則行わない方針であり、本サービスを利用している自治体全ての情報を一括で削除する予定で、本市の情報を個別に抽出しての削除は行わない旨の回答がありました。6月の審議会で御指摘いただいた後、事業者と個人情報の廃棄について調整し、事業者からは廃棄を行う旨の意思表示をいただいていた。

事業者での個人情報の廃棄について、7月の審議会では、事業者がなかなか了承しないといった説明をしていましたが、この点については事務局と所管課で情報の行き違いがあり、事実と異なっていました。

事業者からは、「個人情報を含むデータの廃棄は行うが、全自治体のデータを一括して廃棄する予定であり、データの保管期間をどの程度にするか見定め

る必要があるため、時間が欲しい」と言われていました。本市としても、審議会上で個人情報の廃棄の時期を明記して説明することがベストだと考えてはいましたが、委託先からの要望に対して了承した理由の1点目として、違法ではないことを前提に、事業者がマーケティングなどに利用するためではなく、サービス利用者自らがどのような申請をしたかについて事後的に確認できることが望ましいとの考慮に基づき、事業者は個人情報を保有しています。例えば、開示請求や訴訟上、どの程度個人情報を保有していなければいけないかといった個人情報の保有の必要性を精査するために一定の検討時間が必要であるという事業者の主張が理解できました。

2点目として、法律上は最低でも1年間は保管する必要があるため、それまでに検討を完了すれば、事業には支障がないと考えましたので、廃棄時期の明記は留保しました。廃棄時期については、明確化したらまた報告します。

次に、「(3) 個人情報のマーケティングへの利用について」の補足説明をします。7月の審議会での報告では、「事業者が収集した個人情報をマーケティングに利用する」と説明していましたが、事業者のプライバシーポリシー上は、マーケティングは本サービスの改善や新規サービスのためと限定しており、利用者から取得した個人情報を広告宣伝に利用することはありません。事業者のプライバシーポリシーにおいても、「サービス利用申込処理のために個人情報を利用する」と記載していますので、先ほどの開示請求の対応等の目的と併せて、事業者が必要のない個人情報を保有しているわけではないことを補足します。

個人情報の保有に当たっては、このような目的から、事業者は利用者に同意を取った上で個人情報を取得し、本市と事業者の双方がそれぞれ個人情報を保有する形となっており、本市から事業者に個人情報を提供しているわけではありません。

事業者が取得する個人情報としては、利用者が申請のために入力する情報のみで、実際の戸籍証明書や住民票の写しは保有しません。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(鈴木委員) 所管課の説明と大分温度感が違うと思いました。理解できる部分は多々ありましたが、今後、所管課で色々なサービスの利用を検討する際にこのような問題が出てきて、市民局でフォローしないと、きちんと確認すべきことが確認できていない状況が生じ得るのかと、心配になりました。

データの削除などについても、必要なタイミングで報告してもらえば良いと思っています。

(中村会長) 業務委託契約か利用契約かという問題になってくると、なかなか難しいところもあり、今後、市でのコントロールができなくなると、利用契約については少し慎重に考えていかなければならないのかなという感想を持ちました。

ほかになにか御質問等がありますか。特にないようであれば、了承するということでもよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承といたします。

それでは、次に「3 報告事項」及び「4 その他」の「(1) 個人情報漏えい事案の報告」について事務局から説明をお願いします。
(事務局) 追加資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

<資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。
(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。
御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するということよろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(中村会長) それでは了承いたします。

次に、「4 その他」の「(3) 個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について」、事務局から説明をお願いします。
(事務局) <資料に基づき説明>
(中村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。
(大谷委員) 個人情報保護法の改正に係るポイントが共有できてよかったです。

地方公共団体に関わる法改正の原案を検討する政府の会議に参加しましたので、趣旨を補足します。

今回の法改正のポイントは、国の基本的なナショナルミニマムを作成することにあります。横浜市のような自治体は本当にしっかりとした保護条例を持っていますが、保護条例などの対応を取っていない自治体もあります。個人情報保護が地域単位でもあまねく実現するところが一つの目標で、改正後の個人情報保護法が施行される暁にはそれが実現するものと思っています。

また、個人情報の保護条例を持っていたとしても、要配慮個人情報の規定を持たない自治体もあり、かなり大きい自治体でも持っていないところが実際にあって、運用でカバーしています。横浜市は大変厳しく、「本人の同意なしに個人情報を収集しない」という収集制限の規定まで設けていますが、条例を持たない自治体にも現在の保護法の一般的なルールがあまねく適用されることになるという意味で、最低限の国民の保護が実現します。

併せて、地方自治体はマイナンバー利用や収集については監督していますが、それ以外の個人情報について見ていないところは個人情報保護委員会が直接監督するような形になります。他の自治体に比べて不十分な点がある場合には、それについて個人情報保護委員会の目が行き届く可能性もあり、ほかの自治体が横浜市のレベルにそろってくるのではないかと期待できると思います。

自治体の条例で自由に取り決められる部分は残っていますが、他の自治体と比べてどのような特色を持つ制度になっているかも公表されるので、比較・検討がしやすくなります。それに向けて十分な準備を進めてもらっていることは大変有り難いです。

この検討の過程では、特に経済団体を中心として、新しい個人情報保護法制で定められている最低限の義務に自治体で何かプラスしたり、横出しするようなことはやめてほしいというような意見がたくさん寄せられていました。今回

の資料では、上乘せ・横出しを宣言しているようなところがあるので、経済団体からは色々抵抗があるのかもしれませんが。実際にこれまでに審議した横浜市のIT利用というのは非常に積極的で、民間に限らず、独立行政法人やそれ以外とも色々な機会に連携を深めています。実質的な反発を受けることは少ないかと思いますが、今後、そのような対話も引き続き重ねていき、「横浜市は厳しいから、あまり実験的なことはしないようにしよう」という取り残され方がなくなるようにはしたいものだと思います。

有識者の皆様の非常に鋭敏な感覚により、市民の個人情報を守られていることは本当に大切なことですので、この審議会などで行われている検討が今後も一定程度続いていくように、事務局にはこれからも体制整備をお願いしたいと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(中村会長) 国の個人情報保護委員会が今年の6月に、公的部門、国の行政機関と地方公共団体等における個人情報保護の規律の考え方を示しており、その中には、自治体等が個人情報の取得等に関し、典型的に審議会等への諮問を要件とすることは広く許容しない方向性を示しています。

日本弁護士連合会などは、やはりしっかりしている地方公共団体における個人情報保護の現状が後退するようなことがあってはならないという意見も示していて、ここの部分は今後どうなっていくのか、この審議会の在り方や存続も含めて重大な問題になっていくのかなと思います。

引き続き事務局にも今後の経過等を報告してもらい、協議できるところは協議していきながら対応していきたいと思います。

報告ありがとうございます。いろいろと検討課題がありますが、よろしくお願いします。

次に、「4 その他」の「(4) 令和3年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について」を加島委員長からお願いします。

(加島委員長) 今年度の活動について経過報告をします。

昨年度から延期した実地調査は、今年度は予定どおり、7月13日(火)、3回目の緊急事態宣言が発出される前に行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前に幾らか資料をもらっておき、調査の滞在時間を短くするなど工夫しました。例年に比べて制限がありましたが、何とか実施できました。

今回は、漏えい事故の件数が多いことや、DVなどの特に機微な情報を取り扱う業務があることから、区の子ども家庭支援課を選び、漏えい事故が多い1区と、近年、急に漏えい事故が増えた1区を選び、午前と午後に執務室内や書架、書庫などを見て回り、個人情報を含む書類等の所在や保管の仕方、安全管理措置などを確認しました。

今回、一つは新しく広い区役所、もう一つは古くて狭い区役所であったため、比較することで施設基準の問題がよく分かりました。どちらの区役所も個人情報の漏えい事故があったこともあり、個人情報の取扱いはどちらもかなり適正に行われていたのですが、今年度は、横浜市の個人情報の基本ルールがありますので、それに照らし合わせると、幾らか改善を要する部分がありました。

特に狭い方の区役所は、倉庫の場所も書類も離れており、それらを施錠する

	<p>ためのキーボックスの取扱いなどでかなり指摘事項が見えましたので、本委員会独自の視点で、個人情報保護推進に資すると思われる事項について調査報告書にまとめて提出します。</p> <p>現在は、報告書案の作成作業をしており、11月上旬の委員会で実地調査報告書をまとめ、11月24日の審議会で第三者委員会から提出する予定です。その後、審議会から副市長に手交する運びとなります。</p> <p>(事務局) 副市長への手交は、1月26日の審議会の前の13時からで調整しています。</p> <p>(中村会長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何かございますか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) 御質問等が特にないようであれば、加島委員長、引き続きよろしくお願ひします。</p> <p>本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願ひします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思ひます。</p> <p>次回の日程でございますが、10月27日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>後日、御連絡を差し上げますが、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第193回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第193回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和3年10月27日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和3年10月27日第194回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規